

岐阜工業高等専門学校受託試験取扱規程

制定 平成7年8月23日
学校規則第21号

(趣旨)

第1条 岐阜工業高等専門学校(以下「本校」という。)における外部からの依頼により行う試験、分析等(以下「受託試験」という。)の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託試験取扱規則(以下「機構受託試験取扱規則」という。)によるもののほか、この規程の定めるところによる。

(受託条件)

第2条 受託試験は、教育研究上有意義であり、かつ、本校の教育研究その他運営上支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り行うことができるものとする。

(受託試験料)

第3条 受託試験料の額は、機構受託試験取扱規則第4条第1項に規程する額とする。

(受託試験の依頼)

第4条 本校に受託試験の申込みをしようとする者(以下「委託者」という。)は、あらかじめ別紙様式第1号により校長に提出しなければならない。

(受託の承認)

第5条 校長は、前条の依頼を受けたときは、当該試験を担当する者(以下「試験担当者」という。)及び所属学科長と協議の上、受託を承認するものとする。

2 校長は、前項により受託を承認したときは、別紙様式第2号により、委託者に通知するものとする。

(受託試験料の納付)

第6条 委託者は、前条による承認の通知を受けたときは、受託試験料を当該試験の実施前に銀行振込により納付することを原則とする。

2 納付済の受託試験料は、受託者の都合により承認を取り消した場合以外は返還しない。

(受託試験の結果通知)

第7条 試験担当者は、受託試験が完了したときは、校長にその旨を報告するものとする。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、その結果を別紙様式第3号により、委託者に通知するものとする。

(試験試料の措置)

第8条 委託者が受託試験のため提出した試験試料は、原則として返還しないものとする。ただし、事前に返還の申出があり、校長の承認を得たものは、返還することができる。

(諸費用の負担)

第9条 受託試験に係る試験試料の搬入搬出に必要な費用は、すべて委託者の負担とする。

(試験試料の損害責任)

第10条 天災地変その他不可抗力による試験試料の損害については、本校はその責めを負わないものとする。

附 則(平成7年学校規則第21号)

この規程は、平成7年7月13日から施行する。

附 則(平成9年学校規則第12号)

この規程は、平成9年5月7日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成13年学校規則第1号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年学校規則第39号)

この規程は、平成16年10月6日から施行する。

附 則(平成22年学校規則第8号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別紙様式第1号（第4条関係）

受託試験申込書

平成 年 月 日

岐阜工業高等専門学校長 殿

委託者 住所

氏名（法人にあつては、その
の名称及び代表者氏名）

印

岐阜工業高等専門学校受託試験取扱規程に基づき、下記のとおり試験を依頼
します。

記

1 試験名

2 試験の数量、規格等

3 その他

上記については、受託しても差し支えありません。

平成 年 月 日

学科長

印

試験担当者

印

別紙様式第2号（第5条関係）

受 託 試 験 承 認 通 知 書

平成 年 月 日

（ 委 託 者 ） 殿

岐阜工業高等専門学校長

印

平成 年 月 日付けで依頼がありました試験について、下記のとおり受託を承認します。

記

1 試 験 名

2 試験の数量，規格等

3 試 験 料 円（消費税額を含む）

（単価 円 × 数量 ）

別紙様式第3号（第7条関係）

受 託 試 験 結 果 通 知 書

平成 年 月 日

（ 委 託 者 ） 殿

岐阜工業高等専門学校長

印

平成 年 月 日付けで依頼がありました試験の結果は、下記のとおりです。

記

- 1 試 験 名
- 2 試験の数量, 規格等
- 3 試験実施日
- 4 試験担当者
- 5 試験の結果